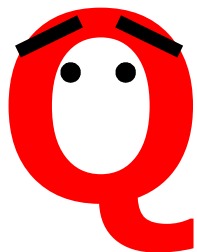


健康診断を実施しましたが、監督署に報告は必要ですか？



提出が義務づけられているのは、健康診断のうち

- ・ 定期健康診断と特定業務従事者の健康診断 (法第66条1項)
→ 常時50人以上の労働者を使用する事業者
- ・ 特殊健康診断 → 規模の大小問わず、全ての事業者